# 情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	•••	2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	•••	3
貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年8月分)	•••	6

## 一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

## 関東運輸局 自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年9月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	関東自動車株式会社(法人番号:5060001001128) 代表者 吉田 元
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県宇都宮市簗瀬4-25-5 (東野平出営業所) 栃木県宇都宮市平出工業団地19-8
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6)違反行為の概要	令和6年1月11日及び令和6年1月30日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運行表の作成、運転者等の携行義務違反(運輸規則第27条第2項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 海后占粉什与华河	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点
(7) 違反点数付与状況	当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

#### 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年9月18日							
(2) 事業者の氏名又は名称	輝岩商事株式会社(法人番号:2030001098062) 代表者 杜 岩							
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県野田市なみき4-12-20 (野田営業所) 千葉県野田市なみき4-12-20							
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告							
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項							
(6) 違反行為の概要	令和6年7月9日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1)、(2)疾病のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の記録の記載事項の不備(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(6)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)							
(7) 港區占粉社与华河	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点							
(7)違反点数付与状況	当該事業者の累積点数 3点							

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年9月18日							
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社昭平交通(法人番号:4040002057568) 代表者 田中 守							
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県印西市吉田1713-3 (岩戸営業所) 千葉県印西市岩戸3629-2							
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告							
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項							
(6) 違反行為の概要	令和6年7月10日及び令和6年7月18日、定期的な監査を 実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵 守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」) 第21条第1項)、(2)点呼状況の録音及び録画記録義務違反 (運輸規則第24条第6項)、(3)運転者に対する指導監督義 務違反(運輸規則第38条第1項)							
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点							
	当該事業者の累積点数 4点							

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年9月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社グリーンセレモニー(法人番号:4030001074615) 代表者 境 亮一
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県川口市本蓮2-22-9 (本社営業所) 埼玉県川口市本蓮2-22-9
(4) 行政処分等の内容	処分日車数5日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業 者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	令和6年6月21日及び令和6年7月11日、定期的な監査を 実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導 監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸 規則」)第38条第1項)、(2)定期点検整備等の未実施(運輸 規則第45条)、(3)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点
	当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

#### 貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年8月分)

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
	Gライン 有限会社(法人 番号4070002007545)代表 者:森下 さと子	群馬県前橋市富士見 町時沢2851-1	本社	群馬県前橋市富士見町 時沢2851-1	輸送施設の使用停止 (150日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	労働局からの通報を端緒として、令和5年11月16日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	15	15
20240806	株式会社 TTKM(法人番号8050001039777)代表者:軽部 俊樹	茨城県常総市中妻町3 333	本社	茨城県常総市中妻町33 33	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年11月7日及び同年12月15日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)運転者に対する指導監督記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	6	6
20240806	有限会社 見形商事(法人番号5060002016645)代表者:見形 和敏		本社	栃木県塩谷郡塩谷町飯 岡583	輸送施設の使用停止 (40日車)		死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年12月6日及び令和6年1月15日、監査を実施、5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の記錄義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	4
20240806	たつみ運輸 株式会社(法 人番号8010601012922)代 表者:長谷川 勝	東京都墨田区江東橋4-24-7	千葉	千葉県八千代市島田台 981-1	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 第2項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年1月31日、監査を実施。4 件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)初任運転者に対する適性診断受 診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2
20240807	有限会社 K2TRANSPO RT(法人番号 8070002029841)代表者: 小林 薫	群馬県太田市龍舞町1 836-8	本社	群馬県太田市龍舞町1836-8	事業停止(30日間)、輸 送施設の使用停止 (180日車)、輸送の安 全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年4月19日及び同年5月10日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の著しい未遵守(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条第1項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(10)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(11)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	48	48

#### 貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年8月分)

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	左記の行 政処分の 点数
20240808	株式会社 誠商事(法人番号6060001006712)代表者:小松 誠史	栃木県宇都宮市鶴田3 -5-13	本社	栃木県宇都宮市鶴田3 -5-13	文書警告		労働局からの通報を端緒として、令和6年6月5日及び同年6月28日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20240820	株式会社 義建(法人番号 1011701010079)代表者: 新岡 幸紀	東京都江戸川区春江 町2-12-6		東京都江戸川区春江町 2-12-6	輸送施設の使用停止 (120日車)、輸送の安 全確保命令	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年1月27日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	23	12
20240820	峯岸運輸 株式会社(法人番号6012401001652)代表者:峯岸 邦敏	東京都府中市浅間町4-23-1	本社	東京都府中市浅間町4 -23-1	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 第2項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和5年11月17日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(6)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(6)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	3	3
	村山運送 株式会社(法人 番号3010601026290)代表 者:金沢 京秀		本社	東京都江東区有明4-8 -6	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	労働局からの通報を端緒として、令和5年10月20日及び同年11月1日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。 注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)